



(申請の取下届)

第5条 条例の規定により許可又は認定の申請をした者は、市長が当該許可又は認定をする前に当該申請を取り下げようとするときは、取下届(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(敷地台帳及び敷地図)

第6条 条例第5条の敷地台帳の様式は、様式第6号による。

2 条例第5条の敷地図には、許可され、及び                     認定された敷地となる土地の区域を明示するものとする。

附則 (略)

様式第1号—様式第6号 別紙のとおり

(6) その他市長が必要と認める図書

2 市長は、条例第4条第2項の規定による敷地の変更の認定をしたときは、敷地変更認定通知書(様式第6号)により申請者に通知するものとする。

(現地における必要な措置)

第6条 条例第4条第1項又は第2項(同条第3項において準用する場合を含む。)の規定による認定の申請書を提出しようとする者は、杭の設置その他の方法により、現地において当該申請に係る土地の区域が容易に確認できるようにしておかなければならない。

(申請の取下届)

第7条 条例の規定により許可又は認定の申請をした者は、市長が当該許可又は認定をする前に当該申請を取り下げようとするときは、敷地認定取下届(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(敷地台帳及び敷地図)

第8条 条例第5条の敷地台帳の様式は、様式第8号による。

2 条例第5条の敷地図は、縮尺500分の1の平面図に認定された敷地となる土地の区域を明示するものとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

附則 (略)

様式第1号—様式第8号 別紙のとおり